

○期末手当

・概要

(1) 期末手当は、6月、12月における特別な出費に充てるために支給される。この手当は、いわば生活給的な一時的加給の性格を持つものであり、支給対象は基準日に在籍する職員又は基準日前の1か月以内に退職、又は死亡した者も対象となる。

(2) 支給額

$$\text{①期末手当基礎額} \times \text{②期別支給割合} \times \text{③在職期間割合}$$

① 期末手当基礎額（円未満切り捨て）

給料の月額＋ 教職調整額＋ 扶養手当＋ 地域手当＋ 職務段階加算＋ 管理職加算額

② 期別支給割合

最新の給料表・通知文（期末勤勉手当の支給割合等について）で確認する

③ 在職期間割合

在 職 期 間	支 給 割 合
6 か月	100 / 100
5 か月以上 6 か月未満	80 / 100
3 か月以上 5 か月未満	60 / 100
3 か月未満	30 / 100

(3) 在職期間

在職期間は、給与条例の適用を受ける常勤職員として在職していた期間から次の各号に掲げる期間を除算した期間。

① 専従許可の有効期間の全期間

② 停職中の全部の期間

③ 育児休業者の期間（育児休業の全期間の合計が1か月以下である場合の、基準日以前6か月の期間内の期間を除く。）の2分の1の期間

④ 育児短時間勤務の短縮された期間の2分の1の期間

（勤務時間条例第8条の3第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日を除く）

⑤ 休職にされた期間の2分の1の期間（公務災害および通勤災害による休職、教特法第14条および同法同条準用による休職を除く）

⑥ 大学院修学休業の期間の2分の1の期間

⑦ 修学部分休業の期間の2分の1の期間

⑧ 高齢者部分休業の期間の2分の1の期間

⑨ 自己啓発等休業の期間の2分の1の期間

⑩ 配偶者同行休業の期間の2分の1の期間

(4) 期末・勤勉手当の職務段階加算額区分表

割合	小・中学校教育職給料表適用者	医療職給料表適用者	事務職給料表適用者
20%	4級の職員のうち任命権者が定める職員		
15%	① 4級の職員 (20%適用者を除く) ② 校長である職員 ③ 副校長である職員		
10%	① 3級の職員（副校長を除く） ② 特2級の職員 ③ 2級の職員のうち経験年数が 大学卒26年以上の職員 短大卒28年以上の職員 高校卒30年以上の職員 (再任用職員を除く) ④ 1級の職員のうち 大学卒29年以上の職員 短大卒31年以上の職員 高校卒33年以上の職員 (再任用職員を除く) ⑤ 2級の職員のうち、任命権者が定める職員(再任用職員を除く)	主任栄養技師のうち 5級の職員	① 主任主査 ② 主査のうち 5級及び4級の職員

(4) 期末・勤勉手当の職務段階加算額区分表

5%	① 2級の職員のうち経験年数が 大学卒9年以上26年未満の職員 短大卒11年以上28年未満の職員 高校卒13年以上30年未満の職員 ② 1級の職員のうち経験年数が 大学卒14年以上29年未満の職員 短大卒16年以上31年未満の職員 高校卒18年以上33年未満の職員 ③再任用常勤職員	①主任栄養技師 (10%適用者を除く) ②副主任栄養技師	①主査(10%適用者を除く) ②副主査
----	---	--	----------------------------

※ 経験年数とは、「初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則」の第2条第6号に規定する年数をいう

・関係法令等

- ・ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法 第4条
- ・ 職員の給与に関する条例 第17条～第17条の3
- ・ 職員の給与の支給に関する規則 第33条～第33条の4の9
- ・ 教育委員会の所管に属する職員の期末手当及び勤勉手当支給細目(通知)

以 下 余 白